

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 8 月 1 日

東急株式会社

東急リテールマネジメント株式会社

2025 年 8 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
東急株式会社
代表取締役社長 堀江 正博

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
東急リテールマネジメント株式会社
代表取締役社長 堀田 正道

東急株式会社（以下「分割会社」といいます。）と東急リテールマネジメント株式会社（以下「承継会社」といいます。）とは、2025 年 6 月 24 日付で両社の間で締結した、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 8 月 1 日を効力発生日として、本件分割を実施しました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025 年 8 月 1 日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、分割会社の株主は本件分割につき差止請求をすることができません。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、分割会社の株主は会社法第785条第1項の規定による株式買取請求を行うことができません。

② 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

分割会社は会社法第787条第1項第2号の規定に該当する新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

③ 債権者異議手続（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2025年6月25日付で官

報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。が、会社法第789条第1項第2号の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、承継会社に対し、本件分割をやめることを請求した承継会社の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

① 反対株主の株式買取請求手続（会社法第797条）

承継会社の株主は分割会社のみであり、分割会社が承継会社の特別支配会社に該当することから、承継会社は、会社法第797条第3項の規定に従って、承継会社の株主（分割会社）に対する通知は行っておりません。

② 債権者異議手続（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条第2項の規定に従い、2025年6月25日付で官報により債権者に対する公告を行いました。が、会社法第799条第1項第2号の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。なお、承継会社に知れている債権者はいないため、会社法第799条第2項の規定による各別の催告は行いませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、2025 年 8 月 1 日をもって、本件分割契約の定めに従い、本件分割契約に記載された法人の株式全てに係る一切の権利義務を承継いたしました。本件分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 46,531 百万円、負債の額は承継しておりません。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2025 年 8 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

(1) 本件分割の停止条件の成就

本件分割の効力の発生は、株式会社東急百貨店と TK 百貨店準備株式会社との間の 2025 年 6 月 24 日付吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「本件分割（東急百貨店）」といいます。）及び株式会社東急百貨店と分割会社との間の 2025 年 6 月 24 日付合併契約に基づく吸収合併（以下「本件合併」といいます。）の効力が生じることを停止条件としていたところ、本件分割（東急百貨店）及び本件合併の効力は 2025 年 8 月 1 日に生じております。

以上